



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 207 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(県民生活課)
- 208 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 209 生活保護法による介護機関の指定(")
- 210 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要
(商工振興課)
- 211 文書等てい送業務民間委託事業業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(警察本部)

○ 公告

- 入札公告 (警察本部)

告 示

和歌山県告示第207号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年4月13日まで縦覧に供する。

平成21年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成21年2月13日

2 名称

特定非営利活動法人食と健康を考える会

3 代表者の氏名

野村太兵衛

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市御坊60番地

5 定款に記載された目的

この法人は、日高地方で栽培又は自生している薬用植物、山菜、地域農産物等を利用して、安全で且つ、栄養豊かな健康食品及び料理法を開発し、郷土の特産物として紹介すると共にスローフードの普及に努め、その情報を地域内外へも発信し、地域振興と共に広く食文化の発展に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第208号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社優心の郷	有田市古江見74番地1	サンライズケア広川	有田郡広川町広496-5	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成19.9.14
有限会社ひだまり	田辺市稲成町3206 YATビル2F	あじさい介護センター	田辺市稲成町3206 YATビル2F	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成20.9.3
有限会社夢	海南市船尾179	ヘルパーステーションかがやき	海南市船尾179	訪問介護	平成20.6.1

和歌山県告示第209号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
--------	------------	----------	-----------	---------	-------

有限会社優心の郷	有田市古江見74番地1	サンライズケア広川	有田郡広川町広137-4	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成20.4.1
有限会社ひだまり	田辺市稲成町3206 YATビル2F	あじさい介護センター	田辺市秋津町330-7	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成20.9.3
株式会社アシストエイト	新宮市佐野1404番地の9	通所介護事業所元気	新宮市三輪崎2丁目14番4号	通所介護・介護予防通所介護	平成21.2.1
株式会社ウエダ薬局	海南市船尾365-19	スマイル温山荘前調剤薬局	海南市船尾365-19	居宅療養管理指導	平成20.9.1

和歌山県告示第210号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッシュコート I

岩出市西野100-2 他48筆

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出市事業部農林経済課(和歌山県岩出市西野209番地)

和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成21年2月24日から平成21年3月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託事業業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び内容

(1) 業務の名称

文書等てい送業務民間委託事業業務

(2) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成21年2月24日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関して参加を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に定める一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であること。
- (6) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (7) 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第4条に定める公安委員会の認定を受けた者であること。
- (8) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応が可能なる者であること。
- (9) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2名以上雇用している者であること。
- (10) 法第2条第1項第3号に規定する業務の実績があり、かつ、過去に法における行政処分を受けていない者であること。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

- (12) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(発行後3か月を経過していないもの)及び定款
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - オ 使用印鑑届
 - カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - キ 2の(5)から(7)までに掲げる資格を証する許可状又は認定証等の写し
 - ク 1か月分の勤務計画予定表
 - ケ 誓約書
 - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のア、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成21年2月24日(火)から平成21年3月3日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面により4に掲げる期間に行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間
- 3の(1)に掲げる申請書類は、平成21年2月24日(火)から平成21年3月9日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 書類の配付及び受付場所
- 和歌山県警察本部警務部警務課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
- 6 資格審査の結果通知
- 資格審査の結果は、郵便により平成21年3月12日(木)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、平成21年3月17日(火)までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成21年3月19日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

文書等てい送業務民間委託事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成21年2月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 事業年度 平成21年度
 - (2) 業務の名称
文書等てい送業務民間委託事業業務
 - (3) 業務の内容
仕様書による。
 - (4) 契約期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 平成21年和歌山県告示第211号に規定する文書等てい送業務民間委託事業業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。)
電話番号 073-423-0110
ファクシミリ番号 073-423-0560
 - (2) 日時
平成21年2月24日(火)から平成21年3月3日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の(1)に同じ。
 - イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、警務課に対して平成21年3月9日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 日時

平成21年3月24日(火)午後1時30分

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は

無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結における議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。